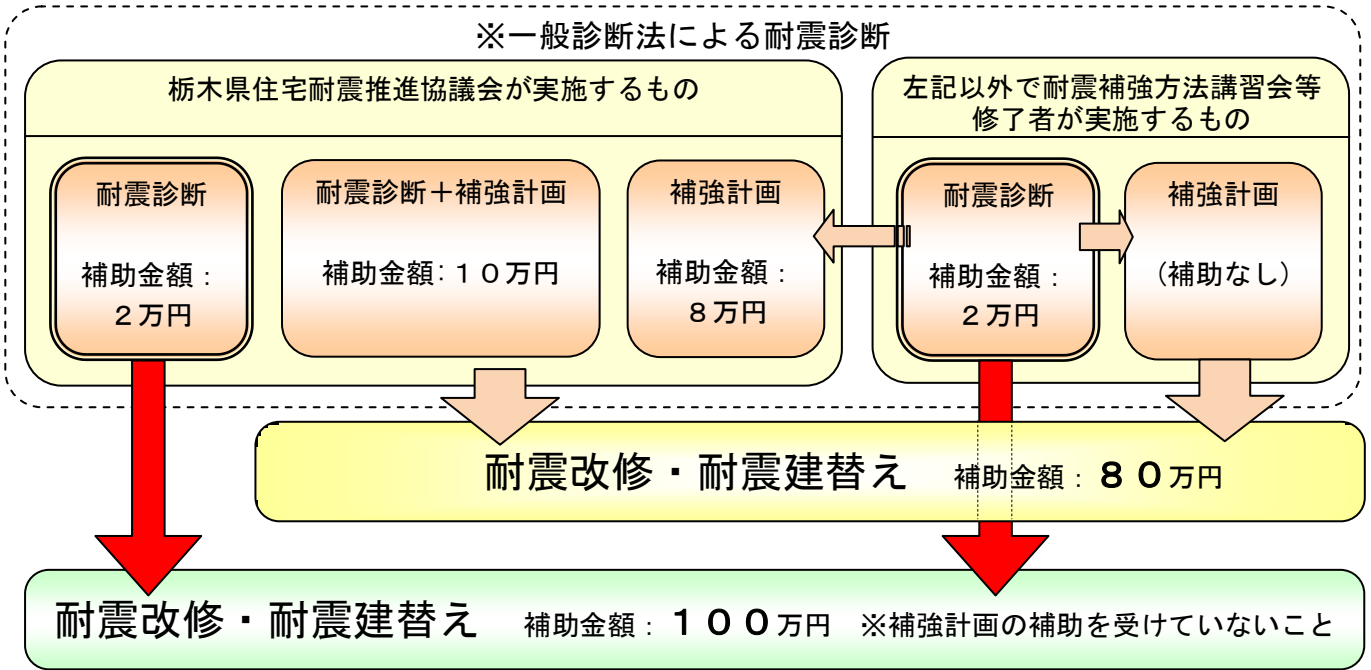
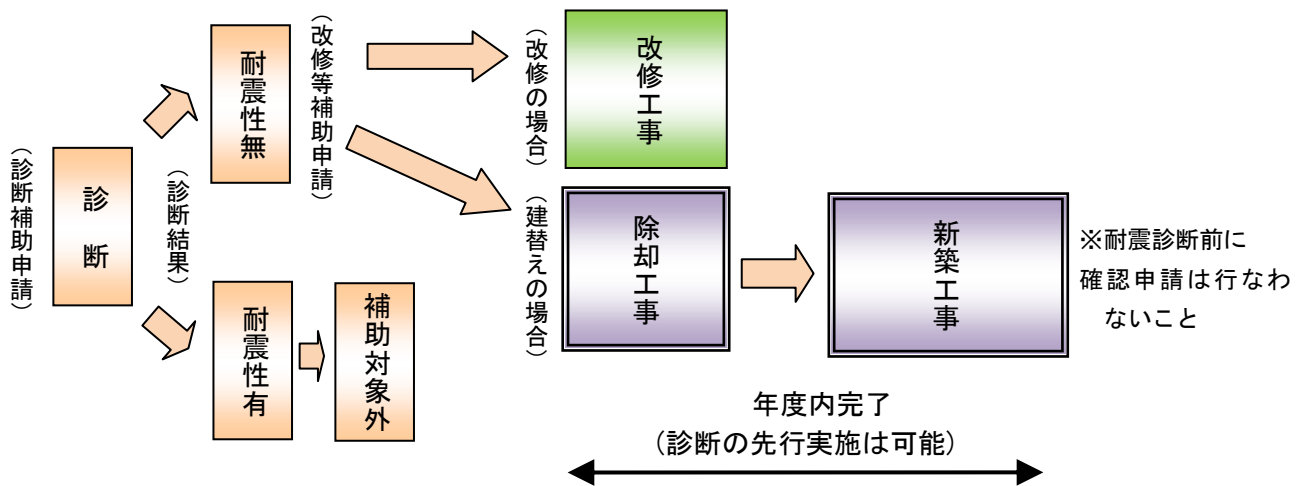


# 耐震化支援事業の基本的フロー

## 1 耐震診断・耐震改修・耐震建替えの流れ



## 2 事業の流れ



## 3 対象住宅

以下の全ての条件を満たす住宅であること

- ・昭和56年5月31日以前の基準により建築（同年6月1日以降に増築していても可）
- ・木造2階建て以下の一戸建て（延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供している併用住宅も可）
- ・在来軸組構法により建築
- ・賃貸を目的としていない
- ・耐震診断を実施し、倒壊の恐れがあるとされていること（耐震改修・耐震建替えの場合）
- ・原則として建替え前の住宅と同一敷地内に建築されること（耐震建替えの場合）

## 4 特記事項

- ・申請者は、市税・県税・国税に滞納がないこと。
- ・耐震建替えを行う場合は、事業完了まで相当の期間（耐震診断、既存住宅の除却から新築住宅の完成まで）を要しますので、早めにお申し込みください。
- ・事業（耐震診断、除却、建替えの契約も含む）の着手前の申請となりますのでご注意ください。
- ・その他諸条件がありますので、詳細につきましては建築指導課までお問合せください。